

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
目黒区応急福祉資金貸付条例の一部を改正する条例案
目黒区水害援護資金貸付条例の一部を改正する条例案
の補足説明資料

1 経緯

災害弔慰金の支給等に関する法律により3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けを可能とすることで、返済負担の軽減等、被災者支援の充実強化を図るため、法改正が行われた（第8次地方分権一括法）。

併せて、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年1月25日閣議決定）により、災害援護資金に係る所要の見直しが行われた。

これに伴い、本区の災害援護資金に係る規定整備を行うため、目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例等について一部を改正する必要が生じたものである。

2 法令改正による災害援護資金貸付の条件緩和

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正の主な内容

①利率

年3% ⇒ 年3%以内とし、条例で定める率

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正の主な内容

①償還方法

年賦償還、半年賦償還 ⇒ 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

②保証人の要件緩和

連帯保証人の必置義務を撤廃

③延滞利率の適正化

延滞元利金額につき年10.75% ⇒ 年5%

(3) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令

災害援護資金の貸付けに係る特例措置の適用期間の延長

平成31年3月31日 ⇒ 令和2年3月31日（1年間延長）

(4) 施行時期 平成31年4月1日

3 本区における災害援護資金貸付の条件緩和

(1) 目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（案）の主な内容

①利率

年3% ⇒ ア 保証人有の場合は、無利子

イ 保証人無の場合は年3%以内とし、規則で定める率

②償還方法

年賦償還 ⇒ 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

③保証人

施行令から保証人必置が削除されたため、保証人を立てる場合の規定を明記

④東日本大震災に対処するための災害援護資金に係る特例措置の適用期間の延長対応

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の定める日とする。

(2) 目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正(案)の主な内容

①利率

保証人無の場合は年1.5%

②違約金(延滞利率の適正化)

延滞元利金額につき年10.75%⇒年5%(改正済み)

4 災害援護資金の条件緩和に伴う、応急福祉資金及び水害援護資金の条件緩和

応急福祉資金については、昭和40年3月に「東京都母子福祉応急小口資金」の移管当時から違約金の利率を変更していなかった。このたびの災害援護資金の違約金の条件緩和を踏まえ、合わせて緩和する。

また、水害援護資金については、災害援護資金の対象とならない水害に対する貸付けを目的としており、昭和58年3月の制度創設時、貸付条件について災害援護資金と同条件としていることから、合わせて緩和する。

(1) 目黒区応急福祉資金貸付条例の一部改正(案)の主な内容

①違約金

償還すべき金額の年10.95%⇒年5%

(2) 目黒区水害援護資金貸付条例の一部改正(案)の主な内容

①利率

年3%⇒ア 保証人有の場合は、無利子

イ 保証人無の場合は年3%以内とし、規則で定める率

②償還方法

年賦償還、半年賦償還⇒年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

③保証人

連帯保証人必置⇒連帯保証人を立てる場合の規定を明記

④違約金

償還すべき金額の年10.75%⇒年5%

(3) 目黒区水害援護資金貸付条例施行規則の一部改正(案)の主な内容

①利率

保証人無の場合は年1.5%

5 遡及適用について

災害援護資金及び水害援護資金に係る、改正後の保証人及び貸付利率に関する規定については、平成31年4月1日以後に生じた災害による貸付けに適用する。

以 上

災害援護資金貸付等の概要について(現行)

(参考)

| 種別 | 災害援護資金 | 水害援護資金 | 応急福祉資金 |
|------------|--------------------------------|---|----------------------|
| (1)実施主体 | 市区町村 | 区 | 区 |
| (2)対象 | 災害都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 | 暴風雨又は集中豪雨による河川のいっ水等を原因とした水害(災害救助法適用は除く) | 応急に必要な資金の調達が困難な方 |
| (3)対象者 | (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 | (2)により家財についての被害金額が3分の1以上 | 生活費、住居費、入院費等 |
| (4)貸付限度額 | 350万円 | 100万円 | 20万円、45万円(入院の場合90万円) |
| (5)所得制限 | あり | あり | あり(医療、交通事故はなし) |
| (6)利率 | 年3%(据置期間中は無利子) | 年3%(据置期間中は無利子) | 無利子 |
| (7)据置期間 | 3年(特別の場合5年) | 3年 | 貸付理由により3か月 |
| (8)償還期間 | 10年(据置期間を含む) | 10年(据置期間を含む) | 40か月、60か月、90か月 |
| (9)償還方法 | 年賦 | 年賦又は半年賦 | 月賦 |
| (10)貸付原資負担 | 国2/3、都道府県・指定都市1/3 | 一般財源 | 一般財源 |
| (11)保証人 | 必要 | 必要 | 20万円超は保証人必要 |
| (12)違約金 | 10.75% | 10.75% | 10.95% |

※ が改正する部分